

令和 8 年 3 月

お客さま各位

「はちしん教育資金一括贈与専用口座『託す想い』」の取扱いについて

平素は、八幡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和8年度税制改正大綱において「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了」が公表され、適用期限を延長せず令和8年3月末をもって終了する旨が明記されました。

上記を受け、当金庫取扱商品である「教育資金一括贈与専用口座『託す想い』」につきましても、下記のとおり、受付期間を延長せず新規口座開設および追加贈与資金入金のお取扱いができなくなりますのでご注意ください。

なお、すでに「教育資金一括贈与専用口座『託す想い』」をお持ちのお客様における預入残高の払戻しについては、従来通りお取扱いいただけますので引き続きご利用ください。

記

【「はちしん教育資金一括贈与専用口座『託す想い』」のお取扱い期限について】

新規口座開設	令和8年3月31日(火)
追加贈与資金の入金	
開設済み口座からの払戻し	引き続きご利用いただけます

※新規口座開設および追加贈与資金の入金におかれましては、上記期限までに当該口座へ入金になった資金のみが非課税対象となります。

※新規お申込み、追加預入をご希望のお客様におかれましては、お早めにお取引店へご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上

